

新潟県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第20号

新潟県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

新潟県老人福祉法施行細則（平成5年新潟県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前						
<p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <p>老人居宅生活支援事業開始届</p> <p>（略）</p> <table border="1"><tr><td>（略）</td><td>老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、<u>認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する事業所、施設、サービスの拠点又は住居</u></td><td>入所定員、登録定員又は入居定員（老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、<u>認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居に限る。</u>）</td></tr></table> <p>（略）</p>	（略）	老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、 <u>認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する事業所、施設、サービスの拠点又は住居</u>	入所定員、登録定員又は入居定員（老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、 <u>認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居に限る。</u> ）	<p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <p>老人居宅生活支援事業開始届</p> <p>（略）</p> <table border="1"><tr><td>（略）</td><td>老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は<u>認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する事業所、施設、サービスの拠点又は住居</u></td><td>入所定員、登録定員又は入居定員（老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は<u>認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居に限る。</u>）</td></tr></table> <p>（略）</p>	（略）	老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は <u>認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する事業所、施設、サービスの拠点又は住居</u>	入所定員、登録定員又は入居定員（老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は <u>認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居に限る。</u> ）
（略）	老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、 <u>認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する事業所、施設、サービスの拠点又は住居</u>	入所定員、登録定員又は入居定員（老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、 <u>認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居に限る。</u> ）					
（略）	老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は <u>認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する事業所、施設、サービスの拠点又は住居</u>	入所定員、登録定員又は入居定員（老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は <u>認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居に限る。</u> ）					
<p>第7号様式（第8条関係）</p> <p>養護老人ホーム等設置届</p> <p>（略）</p> <p>添付書類</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 特別養護老人ホームを設置しようとする場合は、次の書類</p> <p>(1) <u>新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第66号）第8条（同条例第50条において準用する場合を含む。）又は第36条（同条例第54条において準用する場合を含む。）に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程</u></p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>(4) <u>新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第28条第1項（同条例第44条、第50条又は第54条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院</u></p>	<p>第7号様式（第8条関係）</p> <p>養護老人ホーム等設置届</p> <p>（略）</p> <p>添付書類</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 特別養護老人ホームを設置しようとする場合は、次の書類</p> <p>(1) <u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第7条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程</u></p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>(4) <u>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第27条第1項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（同条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び</u></p>						

との契約の内容（同条例第28条第2項（同条例第44条、第50条又は第54条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。）を明らかにする書類

第8号様式（第9条関係）

養護老人ホーム等設置認可申請書

（略）

添付書類

1～4 （略）

5 特別養護老人ホームを設置しようとする場合は、次の書類

(1) 新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第8条（同条例第50条において準用する場合を含む。）又は第36条（同条例第54条において準用する場合を含む。）に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程

(2)・(3) （略）

(4) 新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第28条第1項（同条例第44条、第50条又は第54条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（同条例第28条第2項（同条例第44条、第50条又は第54条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）を明らかにする書類

当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。）を明らかにする書類

第8号様式（第9条関係）

養護老人ホーム等設置認可申請書

（略）

添付書類

1～4 （略）

5 特別養護老人ホームを設置しようとする場合は、次の書類

(1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第7条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程

(2)・(3) （略）

(4) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第27条第1項に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（同条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）を明らかにする書類

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。